

様式1

福祉サービス第三者評価結果報告書
【児童福祉分野（保育所）】

【受審施設・事業所情報】

事業所名称	さつき保育園	
運営法人名称	社会福祉法人北区さつき会	
福祉サービスの種別	保育所	
代表者氏名	園長 山口 尚子	
定員（利用人数）	218 名	
事業所所在地	〒 531-0073 大阪市北区本庄西三丁目13番5号	
電話番号	06 - 6374 - 2537	
FAX番号	06 - 6376 - 2163	
ホームページアドレス	http://satukihoikuen.net/h.top.html	
電子メールアドレス	satukiht2535@yahoo.co.jp	
事業開始年月日	平成25年9月1日	
職員・従業員数※	正規 19 名	非正規 30 名
専門職員※	保育士25名、看護師1名 このほかに給食委託会社からの栄養士1名常駐	
施設・設備の概要※	[居室]（特記外、各1室） 乳児室、ほふく室2室、保育室4室、遊戯室（ホール）、調理室、一時保育室、医務室、事務室	
	[設備等]	

※印の項目については、定義等を最終頁に記載しています。

【第三者評価の受審状況】

受審回数	0 回
前回の受審時期	年度

【評価結果公表に関する事業所の同意の有無】

評価結果公表に関する事業所の同意の有無	有
---------------------	---

【理念・基本方針】

生かされる「いのち」が尊ばれ、一人ひとりの個性が育まれる。
日々成長していく、かけがえのない一日を大切に過ごし、あたたかなまなざしのもとに、笑顔あふれる「第二の我が家」のような保育園でありたい。

【施設・事業所の特徴的な取組】

大阪市北区という都会の中に位置する園ですが、近くのとていぼうの先には広大な淀川が流れ、自然を感じる緑が多く、園舎の横にはJRの電車が走り、上空には伊丹空港へ着陸に向かう飛行機が迫力満点で空に浮かんでいます。
大きな公園もすぐ近くにあり、子どもたちにとって素晴らしい環境のもと、自然と融合した保育園です。
地上6階建ての園舎は壁面緑化され、特徴ある外観です。
子どもたちは6階屋上菜園で食物づくりに挑戦しています。生き物の日々の成長を観察する中で、育てる楽しさや難しさ、すべての命に感謝する心を培います。
「鼓笛隊」や「和太鼓」の指導に力を入れており、音楽を通して自主性や協調性を身につけ、運動会、生活発表会、地域の交流イベント等で披露することで、やりがいや自信につなげています。
また、学習指導企業による幼児教育を実施しています。ゲームやあそびを取り入れることで、楽しみながら文字や数字に対する興味関心を育て、就学に向けて学習習慣を身につけます。

【評価機関情報】

第三者評価機関名	特定非営利活動法人ふくてっく
大阪府認証番号	270003
評価実施期間	令和5年11月10日～令和6年10月4日
評価決定年月日	令和6年10月4日
評価調査者（役割）	1102C008（運営管理委員） 2101C016（運営管理委員） 2301C023（専門職委員） 1102C009（その他） （ ）

【総評】

◆評価機関総合コメント

法人の母体は宗教法人であり、宗教情操教育を通して「いのち」の尊さを学び、共に生かされ育ちあう「共育」を目指しています。
法人は併設して児童発達支援や障がい者機関相談支援センターの事業にも取り組んでおり、特別支援教育・障がい児保育を行っています。
施設・事業所の特徴的な取組でも記したように、都心にありながら緑豊かな自然に包まれ、郊外の趣があります。保育園としては珍しく高層の建物ですが外壁面緑化が施されており、各階の保育室の窓からはたっぷりの陽光と緑をくぐってそよ風が注ぎ込んでいます。そのほか、子どもたちが楽しく快適にすごせるように、アイデアやこだわりを込めた6階建ての魅力的な園舎です。

◆特に評価の高い点

■園長のリーダーシップ

園長は自身の本園での役割を「間をつなぐ役割」と表明し、子ども、保護者、職員、あるいは法人内すべての間に入り、園全体の円滑な運営や保育の質の向上を目指しています。日々の各クラス巡回による子ども達の把握や、法人会議、行事会議、幹部会議等を通じた課題の把握や改善に向けた取組み、さらには職員のスキルアップやコミュニケーションに努めています。長年の現場経験を生かし、保育の質向上に意欲的に取組み指導力を発揮しています。

■総合的な人事管理に基づく職員の資質向上

「期待する職員像」を就業規則等に明記しています。職員は三段階評価による自己評価を定期的に実施して課題を把握し、主任・園長が必要に応じて面談を行い、保育の質と労働環境の改善を図っています。さらに、職員の専門性や職責に応じたスキルアップ研修を園の費用負担で計画的に実施しています。外部研修やリモート研修も含め、全職員が参加しやすい配慮があり、職員は研修報告書を提出して情報共有しています。新人職員には計画的なOJTを実施して、着実な育成を図っています。

■地域に根差した保育運営

地域で開催される各種催しに積極的に参画するとともに、地域からボランティアや中学生の職場体験を受け入れ、子どもと地域の交流を広げる取組を行っています。そうした開かれた保育所運営を通じて、また地域福祉に貢献する多様なメンバーで構成する法人役員を通じて地域の社会課題を把握しています。

■子どもの権利擁護

本園では、子ども、保護者、そして保育者の3者が相互に自他の「いのち」を尊び、倫理観や自己肯定感を養うことを運営の目標として、子どものプライバシーを含む権利擁護を徹底しています。

■保護者等からの意見・相談および苦情への組織的対応

日常のコミュニケーションや連絡ツール、懇談会、行事後のアンケートなど多様なプロセスを充実して、保護者等の意見・相談・苦情を受け入れ、適切な手順を定めて組織的かつ迅速に対応しています。また、その対応を通じて検討した内容を職員間で共有して保育の質の向上に反映しています。

■標準的な実施方法の確立

園の方針に則した年間指導計画を基に各学年のマニュアルを整備しています。実現することを目指すために保育の実施方法を明文化しています。定期的に現状を検証し必要な見直しを行い、質の向上に取り組んでいます。

■適切なアセスメントの実施

アセスメント結果から目標と、目標にむけた具体的な保育、支援の内容を支援計画に反映する取り組みを行っています。保護者会で意見交換できる場を提供して、保護者の意向・ニーズを保育内容に取り組みむように配慮しています

■環境を通して行う保育と教育の一体的展開

0歳児が落ち着ける畳スペースの用意や、口に入れる危険を考慮した玩具の選定など、細やかな配慮をしています。職員は1対1の関わりを大切にしつつ、クラス全員が子どもに関わることで、視野を広げる保育を実施しています。年齢に応じた保育と異年齢交流をバランスよく取り入れ、事故防止のための職員増員も行っています。保護者との密なコミュニケーションにより、子どもの成長を支える体制も整備して養護と教育が一体的に展開されている点が評価できます。

■子どもの健康管理 アレルギー対策

一人ひとりの子どもの健康状態情報を職員間で、周知、共有しています。SDIS(乳幼児突然死症候群)に関して、職員間だけでなく、保護者にも周知徹底して取り組んでいます。健康診断・歯科検診の結果の保育内容への反映、家庭での生活につなげるための保護者との連携の取り組みを行っています。アレルギー疾患生活管理指導表を事務所と給食室に貼り、子どもの状況に応じた対応を心掛けています。

■安心・安全な食事の提供と食育の工夫

屋上菜園で季節の野菜を収穫して、給食で提供しています。子どもの食べる量を把握し、子どもの発達に合わせた援助を適切に行い、楽しんで食事ができるよう配置しています。

■家庭との緊密な連携

日々のコミュニケーションにより、保護者との信頼関係を築く取り組みを行い、様々な機会を活用して保護者と子どもの成長を共有できるようにしています。

◆改善を求められる点

■組織的なPDCAサイクルの定着

保育士は一人ひとり自身の保育を振り返り、また目標設定をして保育者としてのスキルの向上に努めていますが、これを保育所全体の保育実践の振り返りに繋げることが十分ではありません。今回の第三者評価受審を契機として、組織運営全般を組織的に評価して改善課題を抽出する仕組みが定着することを期待します。

■地域と協同する社会事業のさらなる推進

財団法人として発足して以来70年に及び歴史があり、地域の社会資源や関係機関等との密接なネットワークを構築して、地域ニーズを把握して子どもと子育てにやさしい街づくりに取り組んでいます。今後は、そうした関係性をより強固なものにするために、連携する諸団体等との共通課題について具体的な社会事業を展開する協同体を構成するなど、いっそうのソーシャルセツルメントを期待します。

■全体的な計画のみなおし

法人運営理念、保育理念・保育目標・保育方針等を十分に踏まえ、特色ある本園にふさわしい創意工夫のある全体的な計画の再作成を行うとともに、評価や見直しが園全体として行える組織体制の構築を期待します。

◆第三者評価結果に対する施設・事業所のコメント

初めての第三者評価でしたが、職員が自園のことを知る良い機会となりました。
良い所はこれから自信を持ってさらに向上していく意欲に繋がりましたし、
改善を求められる点は、とても分かりやすくご提示して頂き、これからの改善課題として
取り組んでいく道筋ができました。
結果を受けて、これからの保育に活かしていけるよう連携を取り、組織体制の構築を行っ
ていきます。

◆第三者評価結果

・別紙「第三者評価結果」を参照

第三者評価結果

評価対象Ⅰ 福祉サービスの基本方針と組織

		評価結果
Ⅰ-1 理念・基本方針		
Ⅰ-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。		
Ⅰ-1-(1)-①	理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	b
(コメント)	<p>さつき保育園（以下「本園」）は、戦後被爆した仏教寺院の境内から発祥し、地域開放とセツルメント（市民との人格的接触を図りながら地域福祉を図る社会事業）から働く保護者と子どもを支え続けてきました。法人は「児童をはじめとする地域社会の人々の生活支援を行い、すべての人が心豊かに生きていけるような社会を実現する」といった経営理念を掲げ、「配慮が必要な子どもの療育は幼児期から始めるべき」という法人創業者の想いを継承し、宗教情操教育や地域連携等に取り組み福祉サービスを提供しています。また本園の保育理念として「いのち」の尊み、個性の育み、あたたかなまなざしと笑顔あふれる「第二の我が家」となる保育園を掲げ、保育目標や保育方針ともに主要な書類やホームページ（以下「HP」）等に掲載しています。今後はその一層の周知を、職員会議や懇親会等における非正規を含む職員や、保護者懇談会や総会等において保護者に継続的に図ることを期待します。</p>	

		評価結果
Ⅰ-2 経営状況の把握		
Ⅰ-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。		
Ⅰ-2-(1)-①	事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	b
(コメント)	<p>法人として社会福祉事業全体の動向を大阪市北区と連携を図り、保育園としての問題だけでなく区や地域の問題（障がい者等を含む）として把握に努めています。府あるいは市の社会福祉協議会（以下「社協」）の研修にも参加し、地域の動向や施策の把握に努めています。定期的な理事会・法人会議を開催し、把握した状況の園への周知及び課題について話し合っています。さらに年一度、法人全体での主任クラス以上の幹部会議を合同で実施（食事をしながら交流）し課題を共有しています。そういった中で近年の経営課題としては人材不足を掲げています。本園の運営にあたり人材確保・職員配置といった観点を中心に、運営コスト分析を社会保険労務士等の支援とともにに行い分析を行っています。</p>	
Ⅰ-2-(1)-②	経営課題を明確にし、具体的な取り組みを進めている。	b
(コメント)	<p>法人にて役員の出席する理事会や評議会を開催し、毎年の事業報告・決算報告を行っています。その会議ではさらに地域社会のニーズや法人ガバナンスの強化あるいは園の現状分析、経営課題等の明確化に努めています。さらに定期的な法人会議を開催し、法人と本園との課題共有に努めています。園長は社会保険労務士等と園の具体的な職員体制と財務状況の把握に努め、園債とのバランスを加味しながら経営改善の検討を行っています。最大の課題である人材の確保は、教育実習からの職員採用や派遣会社からの非正規職員の派遣といった取組を行っています。経営課題の改善や解決に向けて園長の取組を幹部会議等を通じ、職員に必要な内容の周知を図り課題を共有することが望まれます。</p>	

		評価結果
I-3 事業計画の策定		
I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		
I-3-(1)-①	中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	b
(コメント)	<p>中・長期計画には「法人の経営理念」をはじめ「保育理念」「保育目標」「保育方針」を具体的に明記しています。さらに中・長期計画には本園の周辺環境の分析がなされ、これからの方向性として、保護者に選ばれる保育所としての基準（①提供される特定教育・保育の質②マンパワーの資質向上）を明記しています。中・長期計画の課題解決に向けた取組としては「施設整備方針」「保育士会倫理要綱」「組織が求める職員像」「人材の育成に向けた基本方針及び基本計画」を掲げ、それぞれ具体的な内容詳細とその実行内容等について明記しています。中・長期計画の見直しは必要時に理事長が行っていますが、中・長期的な数値目標の設定やその見直しについての取組は今後の課題となります。</p>	
I-3-(1)-②	中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	a
(コメント)	<p>中・長期計画を踏まえ、法人と本園が事業計画書を作成し、本園ではさらに単年度計画を作成しています。本園作成の事業計画には、3つの具体的かつ実行可能な取組（1、施設整備、2、人材育成、3、保育園運営の適正化）が明記されています。法人としての事業計画書には、本園として7つの取組、保育の内容については4つの実行を掲げ、乳児から幼児の各年齢別に項目をその具体的内容に整理し、保育の質の向上を目指すための実行状況の確認が行えるものとなっています。</p>	
I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。		
I-3-(2)-①	事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	b
(コメント)	<p>本園の事業計画の策定は、理事長と園長が各種会議等で把握した意見や、職員との日常のやりとりを鑑みた結果を考慮してまとめており、年度末に事業報告書を作成し事業計画の振り返りを行っています。年度末の総括会議や毎月の幹部会議は行われていますが、事業計画の策定や見直しを行うための組織や会議などの設定はありません。今後は職員の事業計画への理解に取組むとともに、その振り返りや事業報告作成への参画を期待します。</p>	
I-3-(2)-②	事業計画は、保護者等に周知され、理解を促している。	b
(コメント)	<p>事業計画の主な内容である、保育の内容や行事計画、施設整備等については保護者への周知を図っています。保護者会においては園長が、保護者懇談会においては各クラス担任が保育の内容等を保護者に説明しています。事業計画の主な内容は、園内の掲示物やクラスだより等を用い、保護者が理解しやすい工夫を行っています。アンケートには保護者が保育に参加する機会を増やしてほしいといった傾向が見られました。今後は事業計画の意図を保護者に分かりやすい内容で周知を図るとともに、行事計画等を含めた保育への参加を促す取組に期待します。</p>	

		評価結果
I - 4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組		
I - 4 - (1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		
I - 4 - (1) - ①	保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	b
(コメント)	<p>本園の自己チェックは市の推奨する自己評価チェックシートにて毎年園長が行っています。その自己評価は法人の理念等にもとづく中・長期計画、事業計画あるいは本園が行う福祉サービス全体の評価は含まれておらず、またその取組は園長が担っています。保育実践の振り返りは2つの自己評価表（年3回行う◎○△方式→「よくできている◎」「ほぼ出来ている○」「努力が必要△」、毎月の記述式）を用い職員全員が行っています。前者の自己評価表は、園長が◎○△の結果を集計し、その傾向を分析し、必要な職員面談を行い、改善策を講じています。後者の自己評価表は記述式であり、その内容を園長が確認し各職員が毎月の目標を更新します。その評価結果の分析や毎月の目標更新は保育の質向上の取組として大変評価できます。今後は評価結果の分析や改善検討の取組が園長のみならず、主要な職員等あるいは本園全体としての体制整備のもとで組織的、継続的に取組ことを期待します。</p>	
I - 4 - (1) - ②	評価結果にもとづき保育所として取組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	b
(コメント)	<p>本評価基準は、実施した自己評価等から課題が明確化され、中・長期計画や事業計画、あるいは施設整備を含めた保育園全体としての課題やその改善計画の検討と実行状況を評価するものです。本園では行われた主な行事について、その評価（ふりかえり）で得られた課題を起案書としてまとめています。それをもとに行事会議等で話し合い次の計画に改善を盛り込み、新しい計画を策定し職員間で共有することは大変評価できます。一方で市の推奨する自己評価の結果については、得られた課題について改善策が明確でない部分が見られ、職員間との共有も不明確です。園全体の自己評価結果の分析からの課題に対して、職員との共有を行い、保育の質や施設、組織、運営等といった園全体の事業あるいは中・長期計画にまで改善を反映する組織や仕組みづくりが一層求められます。</p>	

評価対象Ⅱ 組織の運営管理

		評価結果
Ⅱ - 1 管理者の責任とリーダーシップ		
Ⅱ - 1 - (1) 管理者の責任が明確にされている。		
Ⅱ - 1 - (1) - ①	施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	a
(コメント)	<p>園長は自身の本園での役割を「間をつなぐ役割」と表明し、子ども、保護者、職員、あるいは法人内すべての間に入り、園全体の円滑な運営や保育の質の向上を目指しています。重要事項説明、保育所管理規定、職務分掌表等主要な書類には、園長の役割や責任についての明文化がなされています。幹部会議において、園長が園全体に関する懸案事項を含めた園長方針を表明し職員への周知も図っています。さらに危機管理等のマニュアルには、有事における園長の責任と役割、権限移譲の方針等も明記されています。</p>	

II-1-(1)-②	遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	b
(コメント)	園長は社会保険労務士等、法令関連の専門家から幅広い法令知識の習得を心掛け、厳守しています。また行政から連絡される主要な法令や通達等の情報は漏れなく書面回覧やLINE等で職員に伝え共有しています。今年度からの園長就任の為、さらなる法令関連理解の為の研修あるいは勉強会への参加と職員への周知を今後期待します。	
II-1-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。		
II-1-(2)-①	保育の質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。	a
(コメント)	園長は、法人会議、行事会議、幹部会議を通じて課題の把握、評価、分析を行い、改善に向けた協議を随時実施し、迅速に対応しています。また、前園長との連携を図り、保育の継続性に配慮した取り組みを推進しています。園長は、子どもたちの変化に対し迅速かつ的確に対応するため、日々各クラスを巡回し、現場の状況を確認しています。さらに、保育の質向上を目的として、DVD研修やインターネット動画配信を活用し、職員のスキルアップに努めています。	
II-1-(2)-②	経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。	a
(コメント)	財務等の分野においては、2か月に1度、公認会計士からのアドバイスを受け、これを実務に反映しています。また、職員が働きやすい職場環境を整えるための取り組みを継続しています。夏季休暇に向けては、アンケート調査を実施し、「ナオコの部屋でお話しよう」という面談を通じて、職員の意向を把握しています。常勤職員は1日8時間勤務を基本とし、短時間勤務（早出・延長保育等）については派遣職員やパート職員を適切に配置することで、円滑な勤務体制を構築しています。さらに、ICT（情報通信技術）を活用し、登降園時刻の記録やカリキュラム作成、職員間や保護者との情報共有を効率的に行う環境を整備しています。	

		評価結果
II-2 福祉人材の確保・育成		
II-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。		
II-2-(1)-①	必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	b
(コメント)	休職中（産休中）の職員の現場復帰を見据え、職員配置について検討を行い、併せて求人募集活動を実施しています。新人職員に対しては、OJTを活用した1年間の育成計画プログラムが実施されており、同プログラムには育成目標が明記されています。また、3期に分けて各時期の到達目標や育成ポイントが具体的に示されています。新人職員は研修日誌を作成し、主任や園長がこれを確認し、4か月ごとに園長との面談を通じて評価や今後の課題に関するフィードバックを受けています。正規職員の定着率が高く、離職率が低い状況にあるため、従来のように学校からの推薦や紹介が減少しており、これにより採用計画の策定が難しい状況が続いています。	
II-2-(1)-②	総合的な人事管理が行われている。	a

(コメント)	「期待する職員像」は中・長期計画および勤務心得に明記されています。人事基準については、就業規則および給与規定に明示されています。職員は毎月作成する自己評価表（月間目標・月間評価）や、年3回（6月・10月・2月）に作成する自己評価表（三段階評価）を園長が確認しています。また、職員が自身の将来を見据えることができるよう、職員の意向や意見を聞き、それらを処遇等に反映しています。
--------	---

II-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。

II-2-(2)-①	職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	a
(コメント)	<p>労務管理に関する責任者は園長であり、職員の有給休暇の取得状況等のデータは毎月把握しています。ワークライフバランスの確保については、各クラスに複数の保育士およびフリー保育士を配置し、時短勤務やシフト変更等に配慮した勤務体制を整えています。職員の時間外労働については、代休または時間外手当で対応しており、職員は希望に応じた年次有給休暇を取得することが可能です。職員の悩み相談については、園長が担当しますが、クラス主任が職員にとって身近な存在であるため、主任が相談を受け、必要に応じて園長に対応を相談することができます。ただし、相談内容は文書化されおらず、記録には残していません。福利厚生については、共済会に加盟しており、職員は必要に応じてそのサービスを利用しています。</p>	

II-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。

II-2-(3)-①	職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	a
(コメント)	<p>就業規則および中・長期計画には「期待する職員像」が明記されています。職員は個々に、保育や支援業務に対する月間目標をたてその評価を行い、さらに年3回（6月・10月・2月）、三段階で評価を行った自己評価表を作成しています。この三段階評価の自己評価表を基に数値分析を行い、課題や評価の傾向を把握し、面談が必要な職員に対しては、面談を実施しています。これにより、保育の質や職員の労働環境の改善に努めています。園長は各職員の自己評価表を確認し、適切なアドバイスを行うとともに、コミュニケーションが苦手な職員に対しては懇談の場を設ける計画を立案しています。</p>	
II-2-(3)-②	職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	a
(コメント)	<p>職員一人ひとりに対して求められる専門性や職責に応じたスキルアップ研修を計画的に実施しており、研修予定表が作成され実施されています。中・長期計画には、人材育成に向けた基本方針および基本計画が明記されています。令和6年度事業計画では、人材育成に関する方針が示されており、外部およびWEB研修として、保育士向け研修を16回、正規職員全員対象の事故防止研修を1回、全職員対象のAED研修を1回実施する予定となっています。研修の受講は業務の一環として取り扱われ、費用が発生する場合は園が負担します。また、リモート研修やDVD研修は、全員が受講できるよう勤務時間内に実施しています。</p>	
II-2-(3)-③	職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	a
(コメント)	<p>職員一人ひとりが研修に参加できるよう、適切な配慮を行っています。また、職員の経験やスキルに応じた研修を実施しています。研修を受講した職員には、研修報告書の提出が義務付けられており、さらに研修レポートや感想を職員間で回覧し、情報を共有しています。新人職員に対しては、OJTを活用した年間計画が実施されています。</p>	

II-2-(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。

II-2-(4)-①	実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	a
------------	---	---

(コメント) 保育実習受け入れに関しては、マニュアルを整備しており、実習生オリエンテーション担当者がオリエンテーションマニュアルに基づき、実習に向けた心構えや注意事項の説明を行っています。実習生は、個人情報保護に関する誓約書を提出しています。実習生の受け入れに際しては、職員にはクラス主任を通じて事前に説明し、保護者には各クラス入口に掲示物を掲示してお知らせしています。子どもたちには、当日の朝に実習生のことを知らせています。本園では看護師の看護観察実習が多いのが特徴ですが、保育士養成校からの実習生は、保育士養成校の学生数自体の減少に伴い、受け入れが減少傾向にあります。また、保育士養成校のカリキュラムの一環として実習に来るものの、卒業後に保育業務に従事しない学生が増加している現状があります。

評価結果

II-3 運営の透明性の確保

II-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。

II-3-(1)-①	運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	b
------------	----------------------------	---

(コメント) 法人の理念や基本方針、提供する福祉サービス、苦情解決に関する情報は、当法人のホームページに公開されています。また、リンク先の福祉医療機構（WAMNET）には、財務諸表が掲載されており、閲覧が可能です。本園のパンフレットは、見学者に配布しているほか、役所等の公的機関にも設置しています。しかしながら、HPへの事業計画の掲載や園の理念や基本方針、子育て支援計画に関するビジョンを地域社会に発信する取り組みについては、十分ではない状況です。

II-3-(1)-②	公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	b
------------	----------------------------------	---

(コメント) 法人として、経理および取引に関するルールは、明確に規程されています。これにより、経理処理の透明性と適正性が担保され、法人全体の業務運営が健全に行われることを目指しています。また、就業規程においては、職務分掌が明確に定められており、各職員の権限および責任が具体的に規定されています。このことにより、職員一人ひとりが自身の職務において果たすべき責任が明確化され、業務の円滑な遂行に寄与しています。さらに、大阪市私立保育連盟の紹介により、専門的な知識を持つ会計士から定期的にアドバイスを受けており、財務運営における適切な指導と助言を得ています。今後は、外部の専門家による監査支援等の経営改善の取組を期待します。

II - 4 地域との交流、地域貢献

II - 4 - (1) 地域との関係が適切に確保されている。

II - 4 - (1) - ① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。

a

(コメント)

中・長期計画に「地域社会における保育園の役割と責務をはたせるよう努め、地域と連携して子どもたちが安心して生活できるような街づくりに貢献する。」と明記して、地域で開催される各種の催しには園としてあるいは職員が委員として参画し、その情報を園児と家族に提供して参加を促しています。コロナ禍以前には、子どもたちが地域の高齢者福祉施設を訪問してお年寄りと交流する取り組みがありました。その再開は今後の課題となっていますが、区民カーニバルでは園児による鼓笛隊の演奏を披露していたり、また本庄フェスティバルでは、園としてバザー出店を計画しています。各種の催しの中で地域の子どもや大人との触れ合う機会が増えることが期待されます。

II - 4 - (1) - ② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。

a

(コメント)

子どもの生活をより豊かにするとともに、地域と保育園のつながりを深める取組として、保育園にもボランティアを受け入れることが求められています。本園では、ボランティアを受け入れて地域に開かれた保育園とする姿勢が、仏教思想を基本として展開する社会事業の趣旨に示されています。具体的な取組としては、頻度は多いとは言えませんが、絵本の読み聞かせボランティアを受け入れています。また、職場体験マニュアルを作成して中学生の職場体験を受け入れています。併設していた放課後等デイサービスは、地域にサービスが充足したことにより事業を停止しましたが、以前には、障がい児を持つ母親の集い（ピアカウンセリング）を開催する中で、その間に子どもを世話する大学生ボランティアが活動していました。今後とも、社会福祉事業におけるボランティア導入の意義を再確認し、地域特性を生かした積極的かつ適切なリスク管理を伴う展開を期待します。

II - 4 - (2) 関係機関との連携が確保されている。

II - 4 - (2) - ① 保育所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。

b

(コメント)

本園は財団法人として発足して以来、70年にわたって地域に根差してきた経緯があり、地域とは強いつながりを有しており、中・長期計画にも「私たちは、子どもと子育てにやさしい社会をつくります。」としています。園児の安心・安全および権利擁護を図るための諸機関、地域福祉増進にかかる各種の機関や団体との連携が深く、それらはリスト化され職員間で共有しています。家庭での虐待等権利侵害が疑われる子どもへの対応はA-2-(2)-②で評価しますが、要保護児童対策協議会への参画や児童相談所等とも定期的に連携しています。今後は、連携する多くの社会資源との定期的な連絡会等を開催して、情報の共有を深め、地域福祉課題解決に向けた取組の協同事業化を期待します。

II - 4 - (3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。

II - 4 - (3) - ① 地域福祉のニーズ等を把握するための取組が行われている。	a
<p>(コメント) 法人の理事や評議員には、地域の民生委員、更生女性会、町内会会長がおり、地域の福祉ニーズや生活課題等を把握できる仕組みをもっています。地域で開催される行事等には積極的に参画・参加して、地域とのつながりを深める中で、自然な形で地域の福祉ニーズ等を把握しています。また、放課後等デイサービスは令和6年度に運営廃止しましたが、継続して同法人が併設する児童発達支援ならびに基幹相談支援事業所等の職員との交流会を開催して、広い視野で地域の児童福祉・障がい福祉ニーズを把握しています。</p>	
II - 4 - (3) - ② 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。	b
<p>(コメント) 地域開催の行事（各種の祭り、地蔵盆、公園清掃など）には積極的に参加して、地域コミュニティづくりに貢献しています。園独自の事業「のびのびキッズ」は廃止しましたが、地域の催し「ほっこりタイム」では、保育園の特性を生かして地域の未就園児に向けたレクリエーションや相談活動を行っています。本園が主催して、あるいは園の施設を活用して、保育事業に留まらない地域貢献にかかわる事業・活動を十分に実施しているとは言えませんが、民営の保育所としてその活動は評価に値します。本園は、地域の防災拠点機能は意図しておらず避難場所としての指定は受けていませんが、堅牢な5階建て園舎や地域住民の安全・安心の備えは、十分に地域住民の安心に寄与しています。今後は、施設の特性や有効な資源を活用した公益的な事業・活動のさらなる推進を期待します。</p>	

評価対象Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

		評価結果
Ⅲ - 1 利用者本位の福祉サービス		
Ⅲ - 1 - (1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。		
Ⅲ - 1 - (1) - ① 子どもを尊重した保育について共通の理解をもつための取組を行っている。	a	
<p>(コメント) 本園は仏教思想に立脚して、子ども、保護者、そして保育者の3者が相互に自他の「いのち」を尊び、倫理観や自己肯定感を養うことを運営の目標としています。その考え方は、施設環境整備、保育実践の標準的实施方法、求める職員像などに一貫して反映されており、階層別に体系化された職員研修を実施して、保育理念・目標・方針の浸透を図っています。また、職員全員が人権擁護の為にセルフチェックリスト、振り返りシート、レーダーチャートの記入を行い、年度末の総括会議にて評価し、子どもの尊重や基本的人権に関する研修や改善の実践を行っています。子どもに対しては、食前のあいさつなど基本的な作法の習得を通して情操教育に取り組んでおり、保護者に対しては、文化の違いなどもあって一様ではなく十分とは言えない面もありますが、日々の保育実践の中で理解を図っています。 <small>注）レーダーチャート：複数の項目がある評価値を構成比ではなく、正多角形上に表現するグラフ。</small></p>		

Ⅲ-1-(1)-② 子どものプライバシー保護に配慮した保育が行われている。	a
<p>(コメント) プライバシー保護マニュアルを整備してプライバシーポリシーや行動規範を示し、職員に理解を図っています。子どもの写真をHPその他広報や資料に掲載することについては保護者の同意を確認しています。子どもの着替え等、外部からの視線に配慮すべき際には可動式のパーテーションを利用して子どものプライバシーの保護に努めています。園のこうしたプライバシー保護と権利擁護に関する仕組みを、保護者に丁寧に伝えて理解と安心を得る取組が求められますが、例えば保護者が子どもの写真をSNS等で安易に流すことをしないよう促すなど、保護者にも同様の意識を持つように働きかけています。</p>	

Ⅲ-1-(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。

Ⅲ-1-(2)-① 利用希望者に対して保育所選択に必要な情報を積極的に提供している。	a
<p>(コメント) 中・長期計画に、少子化による長期的な児童数減少といった社会情勢の中で「選ばれる園」となるべく、保育の質を高めることを計画課題にあげて取り組んでいます。パンフレットやHPを作成して、園の想いや施設概要、特徴ある保育内容を公表しています。そうした広報活動の成果として、園の特徴ある取組（鼓笛隊など）を評価して遠方からも通園を希望する利用者もいます。施設見学を希望する人には、HPに受け入れ予定日を公表して日程を調整し、主任が窓口となって当日写真入りのわかりやすい資料を用意して園での保育実践を丁寧に案内しています。</p>	
Ⅲ-1-(2)-② 保育の開始・変更にあたり保護者等にわかりやすく説明している。	b
<p>(コメント) 入園時には入園のしおりや重要事項説明書を用いて、園の施設概要、保育理念・方針や取組、利用に際しての約束事や注意事項を丁寧に説明しています。園児が乳児クラスから幼児クラスに進級する際など、保育内容等が変化する際も、同様に取り組んでいます。昨今、外国籍の家族が増える中で説明にあたって自動翻訳機を使うこともありますが、幸いにも日本語が堪能な方が多く、提供資料には特段の配慮はしていません。今後は、さらに多国籍化が進む傾向もある中で、資料の多言語化や対応のルール設定が課題となりつつあります。</p>	
Ⅲ-1-(2)-③ 保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮した対応を行っている。	a
<p>(コメント) 園児の転園に際しては、その園児の保育要録を作成して、保護者の了解を得たうえで転園先に事前送付しています。加えて、転園先からの問い合わせがあれば口頭で補足対応しています。転園後も、保護者からの相談や問い合わせには組織的に対応するとともに、その不安内容を聞き取って転園先に伝えるなど、保護者、転園先と連携して保育の継続性確保に配慮しています。</p>	

Ⅲ-1-(3) 利用者満足の上昇に努めている。

Ⅲ-1-(3)-① 利用者満足の上昇を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	b
<p>(コメント) 行事終了後にはアンケートを実施して、会議で行事についての評価を確認し改善を検討しています。保護者会を設置しており、園長が顧問として参加してその運営を支援しつつ、年1回の保護者会総会で保護者の意向を把握しています。保育士は、日々の保育実践のなかで子どもの様子を気かけ、また保護者とも親密なコミュニケーションを通してその満足度を把握しています。個人懇談を定期的開催するほか希望に応じて随時にも対応して、直接話せる場を設けています。こうして把握した保護者の評価や子どもの満足度を職員会議等で話し合っ保育実践に反映しています。保育の質の向上に反映するには、客観的な観点からの満足度把握が重要ですので、今後は定期的な満足度調査を実施して、結果を分析検討する仕組みを構築することを期待します。</p>	

Ⅲ-1-(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。

Ⅲ-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	a
<p>(コメント) 第三者委員の設置、苦情受付係や責任体制、受け付けた苦情への対応手順等を重要事項説明書に明示して、保護者等に周知を図っています。職員は、日頃から保護者との親密なコミュニケーションに努め、また連絡ノート等を通して双方の意思疎通を図っています。受け付けた苦情等についてはこれを保育の質を高める取組と位置付けて、作成した苦情解決マニュアルに基づいて、園内で検討して原因の究明、再発防止を図る体制を整えています。苦情対応の経過および解決結果を苦情処理結果報告書綴りに保存・管理しており、苦情解決結果は、苦情を申し出た保護者等にフィードバックするとともに、HPに苦情件数を公表しています。</p>	
Ⅲ-1-(4)-② 保護者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、保護者等に周知している。	a
<p>(コメント) 前項で評価したように、苦情対応や相談受付の体制を整えて入園のしおりや重要事項説明書で周知しています。職員は日頃から丁寧な対応に努めるとともに、意見箱を玄関ホールに設置して意見・相談を表明しやすいよう努めています。行事後にはアンケートを実施して、テーマを絞ったリアルタイムの意見や評価を汲み取っています。相談内容によっては、プライバシー保護に配慮して複数の相談室を用意して話しやすい環境を整えています。年に1、2回、懇談の機会を設けるとともに、保護者会総会後には学年ごとのグループ懇談を実施しています。乳児クラスでは、より丁寧にクラス担任による懇談を随時受け付けており、この際も個室を用意して落ち着いた話し合える場を提供しています。</p>	
Ⅲ-1-(4)-③ 保護者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	a
<p>(コメント) 保育士は保護者との日常的な会話を通じて、保護者からの意見・相談に真摯に向き合っています。相談・意見対応マニュアルに基づき、即応できない内容については個人的な対応は控えて、組織的に取り上げるようにしています。保護者等からの意見・相談については迅速に幹部会議で話し合い、対応を検討して改善に努めています。保護者等からの要望に対する組織からの回答は、速やかに本人にフィードバックしています。相談内容や対応の経過は、懇談ノートに記録して関係した職員のみならずクラス担任全員が把握できるようにしており、さらに、子どもの進級に伴って懇談ノートを持ち上がり、新しい担任にも内容が共有されて、組織的な対応の起点としています。</p>	

Ⅲ-1-(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。

Ⅲ-1-(5)-① 安心・安全な福祉サービスの提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	a
<p>(コメント) 子どもの安全を最重要課題として、事故防止マニュアル、緊急マニュアル、非常災害対策計画書ほか多様な規範を整えて、職員に周知して、いざという時に適切かつ迅速な対応が図れる体制を整えています。「見守りファイル」に、誤飲、睡眠、プール遊びなどにおける子どもの安全を脅かす事態への対応方法をわかりやすく示して、各クラスに常設しています。事故やヒヤリハット事例を把握した際には、クラス内で話し合っ報告書を作成し、マニュアル等の見直しにも反映しています。今後は、事故とヒヤリハットの境界基準を明確にして職員間に周知徹底するとともに、ヒヤリハットをより多く見出す感性の向上を期待します。また、子どもの安全確保や事故防止を念頭に、多様なリスクに確実に対応できるための研修の充実を期待します。</p>	

Ⅲ-1-(5)-②	感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	b
(コメント)	大阪市から感染症の流行情報が職員や保護者にも届いており、加えて施設玄関や保育室前に対応を掲示して注意喚起しています。園独自で感染症マニュアル、感染症対応マニュアルを作成して予防や発生時対応を定めるとともに、保育衛生管理マニュアルに基づいて、園内外の衛生管理に努めています。本園では経験豊かなベテランの保育士が多数在籍しており、十分な感染症対応が行われています。今後は、保育所における看護師の役割を明確にして、専門的な立場から感染症の予防や安全確保にかかる研鑽に努める仕組みの構築を期待します。また、保護者等に対しても、子どもの健康管理に資する情報を提供すべく、保健だよりなどの発行が求められます。	
Ⅲ-1-(5)-③	災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	b
(コメント)	危機管理マニュアルを作成し、これに基づいて毎月の避難訓練を実施しています。年に一度は消防立会いのもとでの避難訓練を実施し、その指導・助言を得てマニュアル等の見直しも行っていきます。ハザードマップで地域特性を把握し、大阪市危機管理室とも連携を図って河川氾濫に対しては建物内の上層階避難を想定して、備蓄や給食室を5階に配置するなどの備えがあります。災害用備蓄の保管状況は園長と輪番の担当が中心となっており、備蓄食品にはアレルギー食も確保しています。担当が月がわりで輪番することによって組織全体で認識を共有できる仕組みとしていることが評価できます。BCP（事業継続計画）を作成していますが、様々な災害が発生した事態を想定した訓練や、利用者と職員の安否確認、各種機資材の日常的な使用確認、保護者等を交えた模擬行動の実施、さらには地域自治会等との連携した地域防災への参画など、課題がまだまだ残されています。	

		評価結果
Ⅲ-2 福祉サービスの質の確保		
Ⅲ-2-(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。		
Ⅲ-2-(1)-①	保育について標準的な実施方法が文書化され保育が提供されている。	a
(コメント)	園の方針(仏教理念に基づいた保育)に即した形で年間指導計画を基に、クラスマニュアル(年間行事計画)、年齢別の保育士マニュアル(デイリープログラム、具体的な保育士の動きと子どものへの関わり方)を整備しています。実施方法については、園の勤務心得や、OJTにより新任職員への指導や研修によって職員に周知徹底するための方策を講じています。プライバシー保護マニュアルを作成し、人権擁護のセルフチェックを行っています。今後は、プライバシー保護や権利擁護に関わる姿勢が明示されることを期待します。	
Ⅲ-2-(1)-②	標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	a
(コメント)	各クラスの反省や改善策を報告し、次年度へ反映していく取り組みをして、毎年年度末の総括会議で標準的な実施方法の検証を行っています。保護者からの意見や提案は園全体で解決策を話し合い、行事会議や保護者会総会後のクラス会議で、保護者が納得できるように丁寧に対応しています。	

Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。

Ⅲ-2-(2)-① アセスメントにもとづく指導計画を適切に策定している。	a
<p>(コメント) 入園時に個別に家庭での様子、発達発育歴、生活面、既往歴などの細かい情報を得ています。アセスメント結果から目標、目標に向けての具体的な保育、支援の内容を指導計画に反映した取り組みを行っています。支援が必要な子どもに対しては、特別支援教育士、担任、保護者の三者面談を行い、個別支援指導計画を作成しています。また市からの巡回支援専門員の訪問など、保育園以外の関係者と連携し、アドバイスを受け適切なアセスメントの実施に努めています。</p>	
Ⅲ-2-(2)-② 定期的に指導計画の評価・見直しを行っている。	a
<p>(コメント) 年度末の総括会議で各クラスのマニュアルを発表し、評価、見直しを行い、改善点を話し合いながら、よりよい保育ができるよう取り組んでいます。保護者のニーズに関しては、個人懇談以外でも登降園時や、保育参加や大きな行事の後のアンケートなどで把握して、保育に取り入れています。</p>	

Ⅲ-2-(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。

Ⅲ-2-(3)-① 子どもに関する保育の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	b
<p>(コメント) 懇談ノートやMIXノート(個別に必要な児童)で進級クラスへの引き継ぎをしています。人数が多いので他のクラスの子どもの把握は難しいですが、児童票や個別支援指導計画の共有はしています。経験豊富な保育士が多く、その記入手法がマニュアルとなって一定の統一が図られていますが、標準的实施方法として園内共通理解されたものではありません。今後は、新任職員への指導基準が明確である事を期待します。</p>	
Ⅲ-2-(3)-② 子どもに関する記録の管理体制が確立している。	a
<p>(コメント) 記録の保管は、事務所と各保育室にある鍵のついた倉庫で保管しています。各クラスにおける個人情報を含む文書管理はクラス主任が行っています。書類は保存期間を定めて保管し、保存不要となった書類は、シュレッダーで廃棄処分していますが希望により返却もしています。保護者に個人情報の取り扱いについて口頭で知らせていますが、今後は、個人情報の取り扱いについて園の方針を明記して、個人情報保護への協力を求めることを望みます。</p>	

児童福祉分野【保育所】の内容評価基準

		評価結果
A-1 保育内容		
A-1-(1) 全体的な計画の作成		
A-1-(1)-①	保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて全体的な計画を作成している。	b
(コメント)	本園の全体的な計画は児童福祉法に示された理念や保育所保育指針の趣旨等をとらえて作成されています。しかしながら法人の運営理念、本園の保育理念・保育目標・保育方針、さらには特色を十分にふまえて作成されたものとは言えません。また、子どもと家庭との状況、在園時間、地域の実態や環境についての記載も十分とは言えません。今後は特色ある本園にふさわしい創意工夫のある全体的な計画の作成を職員参画等のもで行い、定期的な評価や見直しを園全体として行える組織体制づくりや会議等の構築を期待します。	
A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開		
A-1-(2)-①	生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。	a
(コメント)	保育理念に「第二の我が家」を掲げ、2014年から新園舎にてその具現化に取り組んでいます。新園舎は河川敷近くの自然を取込み、室内は明るく清潔で、屋上あるいは各階に緑をとり入れ、窓からは飛行機や電車が見え、眺望豊かな環境となっています。職員は常にベッドや床を触り、温度などをチェックし、子どもの居心地の良い環境づくりに努めています。各階の保育室は大部屋ながら作業台と収納を兼ねた家具等で緩やかに分節して、個々の子どもの好きな場所や遊びの中で自ら好んで過ごせる環境を整えています。特に配慮がいる子どもへのパーソナルスペースの確保は、段ボールハウスや個人用設え(たらい)での水遊び環境づくり等の工夫をしています。各階は衝立や出入りを制限する工夫等を行い安全への配慮も行っています。	
A-1-(2)-②	一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。	a
(コメント)	保護者との懇談を年度初めに行い懇談ノートに記録し、子ども一人ひとりの特性の理解を心掛け、クラス担当と共通認識の下で園としてチーム保育を行っています。園全体の場面観察では年長の子どもの元気で表情は明るく楽しく、乳児クラスでは職員が寄り添い落ち着いた生活の様子が見られました。幼児はクラスの人数が多いなかで、職員配置を充足させ、カリキュラムに沿った保育を行いながら、一人ひとりの気持ちに沿った保育を心掛けています。	
A-1-(2)-③	子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っている。	a
(コメント)	1歳児のクラスは、0歳児からの在園児及び新入園児の高月齢児(4月～9月生まれ)クラスと新入園児の低月齢児(10月～3月生まれ)のクラスの2つに分け、一人ひとりの発育の違いに配慮しながら基本的な生活を身につける援助を行っています。2歳からの幼児クラスでは、子どもの自分でやろうとする気持ちを大切することを職員は心掛け、意欲を引き出す声掛けや援助が行われています。ベテランの保育士が良い手本を示し、子どもが理解できる働きかけが行われています。	

A-1-(2)-④	子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。	a
(コメント)	人数が多い年長のクラスでは職員の援助により、玩具遊びや移動の中で順番を守るといった、子ども同士の協同活動や人間関係の育みを心掛けた保育に取り組んでいます。園舎の屋上には園庭があり、植栽や菜園、河川への眺望といった、お散歩以外でも自然へのふれあいができる環境を整えています。ボランティアによる絵本の読み聞かせを長年実施しており、以前（コロナ禍の前）は、近隣の老人会や高齢者福祉施設との関りもあり、地域の方とのふれあいを大切にしてきました。音楽情操教育や鼓笛・和太鼓を取り入れた主体性・協調性・表現活動を育む工夫もしており、今後さらなる地域住民との接点や社会活動を通じ豊かな人とのかかわりの場の創出を期待します。	
A-1-(2)-⑤	乳児保育（0歳児）において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a
(コメント)	子どもが落ち着いた雰囲気の中で過ごせるように畳の部屋を使用したりして環境を整えています。子どもの興味のある物や成長に合わせた玩具を用意しています。特に0歳児は口に入れてしまうので、大きさに注意しています。子どもに合った1対1の関わり方を大切にしていますが、子どもの視野を広げるためクラス担任全員が関わることを基本とし、担当制保育は取り入れていません。保護者には、子どものできていることをたくさん伝えて共有し、喜び合い、成長に繋げていく声かけをするように心掛けています。	
A-1-(2)-⑥	3歳未満児（1・2歳児）の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a
(コメント)	3歳未満児については、職員は連絡帳や登校園児の保護者との会話を通じて子どもの心身の状況や家庭での生活を把握して保育に反映しています。保育環境は、子どもの発達状況に応じて、安全に探索行動ができるよう整備しています。各クラスでは発達段階に応じた玩具を設置し、1歳児クラスは月齢によってAクラスとBクラスに分け、職員間で子どもの様子を共有しています。朝夕や土曜日の合同保育、戸外遊びなどを通じて異年齢児が交流し、気候の良い時期には園周辺の公園へ散歩に出かけ、地域の住民との交流を促進しています。事故防止のため1歳児クラスの保育士配置を1対6から1対5に増員し、余裕のある保育体制を整えています。AクラスとBクラスに対して保育士を増員し、フリー保育士も配置しています。現在は年齢別保育を行っており、異年齢保育は未実施ですが、今後の検討課題としています。	
A-1-(2)-⑦	3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a
(コメント)	3歳児クラスでは、基本的な生活習慣が身につくように援助をおこない、また、簡単な集団遊びやリズム遊びを取り入れています。保護者にとって不安が多い時期には、保育者が柔軟に対応し、保護者とのコミュニケーションを積極的に図ることを心がけています。子どもが自分でできることが増え、1学期の終わりにはその成長に保護者が驚くことが多くあります。4歳児クラスでは、一日を通じて子どもが主体的に取り組みたい遊びや活動を工夫し、当番活動などを通して集団の中で自分の役割を果たそうとする姿勢を見守っています。5歳児クラスでは、音楽活動を通じて運動会に向けた鼓笛隊や、生活発表会での和太鼓などに取り組み、協調性を育みつつ達成感を得られるよう支援しています。また、他園からの進級や3歳児からの利用がある中で、職員配置基準が20：1であることにより保育の質が低下しないように、他のクラス担当職員とも協力し合って保育を実施しています。	

A-1-(2)-⑧ 障がいのある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	b
(コメント) 各階はバリアフリー基準に基づいた設計となっており、各クラスごとに幼児用のトイレスペースが設置されています。また、子どもが集団活動や騒がしさに疲れたり、パニックを起こした際に、クールダウンできる個別スペースの整備に努めています。個別指導計画を作成し、現状の把握と今後の課題、具体的な支援内容を記載し、学期ごとに保護者と共有しています。さらに、月に1回、市の巡回訪問や特別支援教育士の助言を受け、保育の質向上に取り組んでいます。重要事項説明書には、園の特別支援教育および障がい児保育に関する基本的な考え方を掲載し、保護者に対して説明を行っています。障がいのある子どもの保育に関する情報の伝え方を検討し実施する事を期待します。	
A-1-(2)-⑨ それぞれの子どもの在園時間を考慮した環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a
(コメント) 早朝から登園している子どもについては、午睡までに眠くなる場合があるため、コーナーなどに横になるためのスペースを確保しています。7時から8時および18時から19時の時間帯は、短時間勤務の職員が保育を担当しています。18時から19時の時間帯は、2階で合同保育を実施しているため、鉛筆や小さな玩具の使用を控えるようにしています。また、延長保育では子どもの確認を延長カードで行い、カードは壁に貼って管理しています。延長保育の時間帯には、幼児が乳児の名前を呼び、面倒をみるなど、子ども同士の関わりが広がるような保育を行っています。	
A-1-(2)-⑩ 小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。	a
(コメント) 保育所児童保育要録を作成し、小学校への訪問を通じて情報共有を行っています。支援が必要な園児については、特別支援教育士と担任との三者懇談を実施し、就学に向けた見通しを共有しています。また、就学後の対応や就学先への要望についても話し合い、円滑な移行を図っています。園内では、小学生ワークを実施し、小学校生活へのイメージを持てるよう支援しています。また、近隣の小学校を訪問し、交流会を通じて小学校の雰囲気を感じ取れるようなプログラムを提供し、小学生との時間を共有することで期待感を高めています。1月から3月にかけては、小学校生活に適應できるよう、和式トイレの使用や約40分間の着席練習など、小学校生活に向けた準備を進め、幼児教育を取り入れた指導を行っています。さらに、特別支援教育士による就学前の学習も実施しています。	
A-1-(3) 健康管理	
A-1-(3)-① 子どもの健康管理を適切に行っている。	a
(コメント) 子どもの健康管理については、日頃から職員全員が子どもの健康状態に注意して保育しています。子どもの既往歴や予防接種の状況などを救急カードに記入してもらい、職員間で把握しています。保護者には入園の時にSIDS(乳児突然死症候群)に関する書類を配布して、園では保育室に貼り、園と家庭で知識を周知し取り組みが行われるようにしています。園長は、サーベイランス(毎日欠席者などの情報をシステムに入力する事で管轄課、園医、保健所がリアルタイムに把握できるシステム)を使用しています。	
A-1-(3)-② 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。	a
(コメント) 健康診断は年2回、歯科検診は年1回実施しています。健康診断の結果や園医からの指導は、児童票に記録し、その都度保護者に知らせています。2歳児クラスから虫歯予防の集いを行い、アトラクションを通して子どもたちに歯磨きの大切さを伝え、指導しています。(0, 1歳児クラスは紙芝居や絵本)給食後の歯磨きは、4歳児クラスからしていますが、他のクラスでも食後にお茶を飲むなど口の中に食べ物が残っていないように気を付けています。	

A-1-(3)-③ アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。	a
<p>(コメント) アレルギー疾患をもつ子どもに対しては、年に2回医師の指示書のもと、保護者、担任、栄養士で面談を行い、個々に応じた対応をしています。アレルギー対応の献立表を別途配布して、食事の時は席を決めてアレルギー用のお盆を用意し、各食器にラップをして名前を書いて、誰がみてもわかるようにして必ず複数で確認してから提供するなど、事故が起こらないように細心の注意を行っています。アレルギー疾患生活管理指導表に記入し、給食室と事務所に保管しています。全ての保護者にアレルギー児がいることを認識してもらい、園の対応に理解をしてもらっています。また給食委託業者からもアレルギーに関するアンケートを実施しています。</p>	

A-1-(4) 食事

A-1-(4)-① 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。	a
<p>(コメント) 園芸部を配置して屋上で菜園を作っています。屋上菜園で育てた野菜を子ども達が収穫し、給食で提供することで、食べ物の大切さ、育てていく過程を学び、命の大切さも伝えていけるようにしています。玄関にその日の給食サンプルを掲示して保護者に知らせています。幼児クラスでは、お箸への移行も個々の発達に合わせて保護者と連携をとり、進めています。給食を業者に委託している関係から、栄養士が直接保護者と話す機会はありませんが、担任を介して連携を図るようにしています。また食育に関しても栄養士とともに取り組むことを検討しています。</p>	
A-1-(4)-② 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。	a
<p>(コメント) 月1回の給食会議で委託業者の本部、栄養士、各クラスの主任が食材の選び方や献立、離乳食について話し合い、工夫しています。仏教情操教育を特色としているので、特に行事食の提供はしていませんが、なるべく旬の食材を使い、季節感のある献立を考えています。また見た目の彩にも配慮しています。給食は、給食室で配膳して提供していますが、子ども一人ひとりの喫食状況を把握して、量を調整して個々に応じた対応を心掛けています。体調不良の子どもに対しては、食事形態をかえての提供は行っていませんが、体調に負担のないように看護師のもと量を加減するなどの配慮をしています。</p>	

	評価結果
--	-------------

A-2 子育て支援

A-2-(1) 家庭との緊密な連携

A-2-(1)-① 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。	a
<p>(コメント) 登園時、保護者からの連絡や子どもの様子は、健診表に記入して職員間で共有しています。乳児は連絡帳を通じて子どもの発育を家庭と共有しています。幼児は、連絡帳はなくなりますが、簡易なノートでやりとりをしたりして共有しています。保護者には、行事、参観、総会を通して日々の様子を見てもらったり、子どもたちの園での様子を報告する機会を設けています。</p>	

A-2-(2) 保護者等の支援	
A-2-(2)-① 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。	a
(コメント)	登降園時の挨拶でコミュニケーションを取り、保護者がクラスの担任以外の保育士に対しても、話しやすい雰囲気をつくり、信頼関係の構築に努めています。保護者からの相談は別部屋を用意して、環境に配慮しています。また相談内容は、懇談ノートに記録して、職員間で共有しています。子ども青少年局、子ども相談センター、家庭児童相談室、警察などと連携を図り、迅速に対応できるように取り組んでいます。配慮が必要な子どもの援助については、併設して障がい児支援事業を展開しており、特別支援教育士がいるので保護者からの信頼も厚く安心できる環境を整えています。
A-2-(2)-② 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。	a
(コメント)	虐待対応マニュアルを整備し、早期発見に努めています。保育士は、日々の保育のなかで子ども自身に不自然な外傷や急な体重減少はないか、食事状況や衣類の汚れなど、保護者自身の言動や身なり、顔色や様子、しぐさ、連絡帳の内容や書き方など何気ない変化に気づけるように常に意識して兆候を見逃さないようにしています。該当する子どもに関しては、児童相談所と連携を図り、定期的に報告しています。外部研修への参加と研修報告の共有に努めています。今後は、全職員が参加できる研修を実施する取り組みを期待します。

		評価結果
A-3 保育の質の向上		
A-3-(1) 保育実践の振り返り（保育士等の自己評価）		
A-3-(1)-① 保育士等が主体的に保育実践の振り返り（自己評価）を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。		a
(コメント)	日々の保育を振り返り、評価、反省をして保育の向上に努めています。自己評価は、年に3回の能力行動評価シートと毎月の自己評価シートに記入して園長に提出しています。園長が集計をして「ナオコの部屋」と称して気軽に話ができるように配慮しています。職員一人ひとりの自己評価の取り組みは、各自が自分で考える機会を得ることを主眼としているもので保育園全体の保育実践を評価するものとは言えません。今後は、職員間で意識の向上に繋げていくような取り組みに期待します。	

		評価結果
A-4 子どもの発達・生活援助		
A-4-(1) 子どもの発達・生活援助		
A-4-(1)-① 体罰等子どもへの不適切な対応が行われないよう、防止と早期発見に取り組んでいる。		a
(コメント)	勤務心得には、体罰や虐待につながるような心身に傷を負わせる叱責を決して行わないことが明記されています。職員は人権擁護に関するセルフチェックを実施し、気づいた点についてコメントを記入した上で、年度末の職員総括会議において話し合い、保育の質の向上に努めています。また、セルフチェックリストは職員が各自で2年にわたり実施し、達成状況を確認して終了する仕組みとなっています。	

利用者(子ども)への聞き取り等の結果

調査の概要

調査対象者	
調査対象者数	人
調査方法	

利用者への聞き取り等の結果（概要）

--

利用者(保護者)への聞き取り等の結果

調査の概要

調査対象者	さつき保育園保護者
調査対象者数	86 世帯 (有効回答数)
調査方法	自記式質問紙留置法

利用者への聞き取り等の結果(概要)

子ども達の95%が園で楽しく過ごしており、保護者も95%がこの園に入れて良かったと回答しています。

園の方針や職員の態度、保育内容その他の各項では、24項目中9項目で90%以上の肯定率を示しており、その他の項目も多くは肯定率80%以上です。非常に良好な結果と言えます。

子どもの人数が多い保育園ですが、それも含めて多くの保護者が好感を抱いています。園の良いところとしては、都会の保育園には屋上や中庭が広い、子どもの数が多いので刺激があって友達もたくさんできる、保育のシステムがしっかりしており先生方の質も高い、先生方が明るく優しい、一人ひとりをちゃんと見て個性を大切にしてくれる、スポーツや鼓笛、和太鼓など色々経験させてもらえる、など多岐にわたって挙げられています。

園への要望としては、コロナ禍で制限された活動を復活してほしいという声が多くなっています。

普段の子どもの様子をもっと知りたい、親子参加の行事を増やしてほしい、外遊びを増やしてほしい、などです。

福祉サービス第三者評価結果報告書【受審施設・事業所情報】 における項目の定義等について

①【職員・従業員数】

●以下の項目について、雇用形態（施設・事業所における呼称による分類）による区分で記載しています。

▶正規の職員・従業員

・一般職員や正社員などと呼ばれている人の人数。

▶非正規の職員・従業員

・パート、アルバイト、労働者派遣事業所の派遣社員、契約社員、嘱託などと呼ばれている人の人数。

②【専門職員】

●社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士、介護支援専門員、訪問介護員、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、保育士、社会福祉主事、医師、薬剤師、看護師、准看護師、保健師、栄養士等の福祉・保健・医療に関するものについて、専門職名及びその人数を記載しています。

③【施設・設備の概要】

●施設・設備の概要（居室の種類、その数及び居室以外の設備等の種類、その数）について記載しています。特に、特徴的なもの、施設・事業所が利用される方等にアピールしたい居室及び設備等を優先的に記載しています。併せて、【施設・事業所の特徴的な取組】の欄にも記載している場合があります。

	例
居室	●個室、2人部屋、3人部屋、4人部屋 等
設備等	●保育室（0才児、1才児、2才児、3才児、4才児、5才児）、調乳室、洗面室、浴室、調理室、更衣室、医務室、機能訓練室、講堂 等